

## ■所定疾患施設療養費 II

平成24年の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症等の疾病を発症した場合における施設内での対応について以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設医療費を適切に算定し、入所者様の健康や安心につなげていきたいと考えておりますので、毎年度ホームページにて治療の実施状況を報告いたします。

### ■算定条件

- ① 対象の入所者は次のいずれかに該当するものであること。  
・肺炎の者・尿路感染の者・带状疱疹の者・蜂窩織炎の者。  
※带状疱疹の者は抗ウイルス剤の点滴注射を必要とするものに限る。  
※蜂窩織炎は令和3年4月介護保険改正により対象となる。  
※入所者に対し、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。  
※同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。  
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ②診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載する事。
- ④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する事とする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年当該加算の算定状況を報告する事。